

本市の対応について

1 市民利用施設及び市主催・共催のイベントの取扱いについて

現在行っている取扱いを、4月28日以降、下記のとおり一部変更する（下線部が変更事項）。
市ホームページ及び各施設などにおいてこの修正内容等を速やかに明示し、市民への周知を徹底する。

- (1) まん延防止等重点措置適用期間中の取扱い（令和3年4月28日（水）から令和3年5月11日（火）まで）
感染予防対策を徹底することを条件として、市民利用施設は開館、市主催・共催のイベントは原則として中止、延期又は規模縮小等とし、細部については次のとおりとする。

利用時間 午後8時まで

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について」のとおり

※既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などの利用時間については除くこととする。その場合も、施設利用者や主催者等に対して、十分な感染症対策を実施することを要請するとともに、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。

また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。

※酒類の提供（利用者の持ち込みによるものも含む）は禁止する。

- (2) まん延防止等重点措置適用期間後の取扱い（令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで）
上記（1）の利用時間を午後9時までとする。

2 市有施設の屋外照明等（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯 （令和4月28日（水）から令和3年5月19日（水）まで）

市民利用施設の利用制限について

別 紙

時期	利用制限の内容(※1)		
	収容率(※2)		人数上限
4月28日～ 5月19日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会（図書館、博物館、動植物園）等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※3)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人
	100%以内 席がない場合は適切な間隔 （最低限人と人が接触しない程度）	50%以内(※4) 席がない場合は十分な間隔（1m）	

(※1) 国、県が利用制限の時期、内容を変更した場合は準用

(※2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例は次頁を参考

(※3) 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(※4) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超える場合もある。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

- （注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。